



通知しよう!

労働条件!

賃金!

就業時間!

雇用期間!

業務内容!

是非裏面もご覧ください

雇入時の労働条件は必ず書面で!

労働条件通知書は厚生労働省のホームページからダウンロード可能です

厚生労働省 主要様式ダウンロード

検索



携帯電話
スマホでも >>>



パートやアルバイトも対象じゃよ！



雇入れ時に通知すべき労働条件

契約期間(有期雇用の場合は契約更新の有無)に関する事、 契約更新の基準に関する事、
就業場所・従事する業務に関する事、 就業時間(始業終業時間・残業の有無・休憩・休日・休暇など)に関する事、
賃金計算及び支払方法・昇給に関する事、 退職に関する事(解雇事由含む)、 昇給に関する事、 退職手当に関する事、 臨時の賃金に関する事、 労働者が負担する費用(食費、作業用品)に関する事、 安全衛生に関する事、 職業訓練に関する事、 災害補償等に関する事、 賞罰に関する事、 休職に関する事

下線付きの事項は原則書面交付(例外的にFAX・メール等も可())により通知する必要があります。

FAX・メール等での通知は労働者が希望した場合のみ可能です。

労働条件
通知書

雇入れ時の労働条件通知を怠った際に想定されるトラブル

最初にきちんと伝えておけばよかった...



賃金のトラブル

聞いていた時給より低い金額じゃないか！
あと、賞与が出ないなんて聞いてないぞ！！

そんな仕事するなんて聞いてませんよ。
異動や転勤があることも聞いてないし、僕は絶対応じません！



業務・配置転換のトラブル



雇用期間のトラブル

試用期間があるなんて聞いてないわ！
継続して勤められると思っていたのに！！

労使の信頼関係の構築は労働条件通知書の交付から始まります！
大事なことはしっかりと確認・通知してから雇用関係をスタートさせましょう！

ご不明な点は新居浜労働基準監督署(0897-37-0151)までお気軽にお問合せください。